

様式 1

明 細 書

作成日：平成 29 年 8 月 29 日

更新日：令和 6 年 9 月 11 日

1 作成者

住所(フリガナ)：(〒024-8501)岩手県北上市芳町 1 番 1 号

名称(フリガナ)：二子^{フタゴ}さといも^{キョウギカイ}協議会

代表者(管理人)の氏名：会長 渡邊 春彦

ウェブサイトのアドレス：<http://www.city.kitakami.iwate.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：さといも

3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ)：二子^{フタゴ}さといも、二子^{フタゴ}いものこ

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：岩手県北上市

5 農林水産物等の特性

「二子さといも」は岩手県北上市二子地域に古くから品種改良もせずにこの地域だけで栽培されてきた在来系統のさといもで、他のさといもにはない強い粘り気と味の濃さ、滑らかな食感が特徴である。

この「二子さといも」の食味、弾力及び粘度を測定したところ、市場に流通している他産地のさといもに比べ、苦みや雑味成分が濃いため、口に含んだ瞬間にコクを強く感じることや、柔らかいが粘度が強く、口の中で広がった味の余韻が長く残るという結果が得られている。

さといもは、親芋から子芋、孫芋と分球していくが、その利用部位は品種によって異なる。東北地方で一般的に栽培されている「土垂」等の品種は、子芋と孫芋の両方を収穫できるが、「二子さといも」は、孫芋が肥大しないため、子芋を中心に収穫する子芋専用種で、粒ぞろいの良い大玉な子芋を収穫できる反面、収量は少ない。また、比較的低温耐性があり、種芋の貯蔵性もよい「土垂」等に比べて、「二子さといも」は、種芋の保存が難しく収穫量の 2 割以上を種芋用に保存するため、出荷量が限られることから流通量が少なく希少価値が高い。

柔らかいが煮崩れしない美味しいさといもとして地元での人気は高く、9 月初旬に出荷が始まると、県内大手スーパー等の店頭を席巻し、一斉に「二子さといも」が並ぶ。この時期、県内で流通するさといもの多くは「二子さといも」となり、県中央卸売市場における占有率は 8 割を超える。また、市場での評価も高く同時期に出荷される他産地のさといもに比べ 2 倍近い高値で取り引きされている。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

地域由来の在来系統「二子さといも」を使用する。

(2) 栽培方法

生産地である北上市において栽培する。

(3) 出荷規格

以下のものは出荷しない。

- ・腐敗、変質しているもの。
- ・変形、傷害のあるもの。
- ・病虫害の被害のあるもの。
- ・凍害低温障害をうけているもの。

なお、上記に該当するものであっても、傷害等が軽微なものに限り、その部位を除去して規格外として出荷できる。

(4) 最終製品としての形態

「二子さといも」の最終製品としての形態は、青果（さといも）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

二子地域は北上川と北上山系の丘陵に囲まれた盆地となっており、北上川が氾濫するたびに川砂が流れ込むことで形成された水はけの良い肥沃な河川流域沖積土地帯である。耕土も深いことから、根を張るさといもの栽培に適している。

「二子さといも」は、独特な食味を有するものの、東北地方で一般的に栽培されている「土垂」等の品種に比べて収量が少なく、種芋の貯蔵も難しいため、他の地域では定着していない。しかし、「二子村誌」（1913 年刊行）によれば、この地域には「二子さといも」の種芋を保存する高度な技術が伝承され、栽培の難しい独自品種を守ってきたと記録されている。種芋の貯蔵が困難なことは、他産地に定着しなかった理由の一つであるが、二子地域の生産農家には、種芋の確保に失敗した際、お互いに種芋を融通する習慣が古くから定着しており、このことも二子地域で「二子さといも」が引き継がれている理由の一つである。二子地域は郷土に対する愛着心の非常に強い土地柄でもあり、先祖からの土地と技術と種芋を脈々と受け継ぎ、現在まで守り続けている。

「二子さといも」は、地域の伝統的な食文化とも深くかかわっており、岩手県の秋の風物詩である芋の子会の主役として欠かせない存在である。特に二子地域の芋の子汁は他地域とは味付けが異なり、芋の美味しさを味わうために、人参、ごぼうを使わずに仕上げているのが特徴で、「二子さといも」の収穫を祝うために開催される「二子の里いものこまつり」等、秋の各種イベントにおいて提供され人気を博している。

また、毎年9月初旬に開催される「二子さといも出発式」の様子は、例年マスコミに取り上げられ、岩手県が誇る美味しい秋の味覚「二子さといも」は、北上市の特産品として紹介されている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

天保2年（1831 年刊行）に記された「二子物語」には当時の野菜として「芋」という言葉が記されており、これが「二子さといも」が文献に登場した最初とされる。

また、「二子村誌」には、明治末の農産物生産額で、米に次ぐのがさといも、つまり「二子さといも」であり、当時から重要な換金作物であったことが記録されている。

昭和55年に、選果方法や出荷規格の統一、栽培技術の向上を図るために、二子さといも生産組合（組合員95名、栽培面積32ha、共販出荷量46 t）を設立し、翌56年には、安定的な生産・出荷が可能な地域として東北では唯一国の秋冬さといもの産地指定を受けている。その後も、生産組合が主導して個々の生産者の栽培技術の向上に努め、優良種子の確保、高畝マルチ栽培技術の確立普及、さといも移植機及びさといも掻き機の導入を進めることによって良品質なさといもの安定生産を図ってきた。

この取組によって二子地域はさといもの商業栽培の北限である岩手県に所在しているにもかかわらず東北最大のさといも産地としての地位を確立した。

その活動は申請団体である二子さといも協議会へ引き継がれ、北上市を活動範囲とする関係行政機関等で構成する北上地方農林業振興協議会の支援を受けながら、現在は、約98名の生産者が、二子地域を中心に北上市内の34haで197t（平成28年度）を出荷している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無((1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

A horizontal bar chart titled "U.S. should take action to address climate change" showing the percentage of respondents who believe the U.S. should take action to address climate change, broken down by age group. The y-axis lists age groups: 18-29, 30-49, 50-64, 65+, and All. The x-axis represents the percentage, ranging from 0 to 100. The bars show that the majority of respondents in all age groups believe the U.S. should take action, with the highest percentage in the 18-29 age group (88%) and the lowest in the 65+ age group (75%).

Age Group	Percentage
18-29	88%
30-49	82%
50-64	85%
65+	75%
All	83%